

---

# 任意報告の拡充について（改定版）

---

# 第1回検討会にていただいた主なご意見（1/2）

## 基本的考え方

### <任意報告の効果・活用について>

- 行政として、任意報告を表彰等で活用することで、事業者のPRの機会となるとともに、開示に取り組んでいない事業者へのインセンティブとなる。
- 投資家としては、任意報告に追加する項目として、（排出量に関連するより詳細な情報、削減・吸収に向けた取組、目標・方針の）3点を挙げていただいているのは非常にありがたい。現状の義務的報告事項はマストとして、現状と企業が計画している目標値、そのギャップを記述情報で評価したいと考えている。

### <任意報告の対象等の考え方>

- 相対比較のための前提条件の統一と、自主性や開示の手間を加味したフレキシビリティはトレードオフの関係にあり、どうバランスをとるか検討する必要がある。
- 「積極的な取組」をどう定義付けるかの議論が必要である。
- TCFDのフレームワークと整合していくのが望ましいが、SHK制度の対象者は裾野が広いので、一般企業にとってはハードルが高いのではないかと考えられ、配慮が必要。
- 金融市場に向き合う事業者など、ステークホルダーの関心に応じて対象を絞り込んだ上で、任意報告を求める形もあり得るのではないか。
- 任意報告とはいえ、報告しないことが事業者にとってマイナスイメージにつながる可能性や、中小企業等では報告作業の負担が課題になりかねない可能性等に留意の上、検討いただきたい。
- 今回の任意報告充実化が、将来の義務化に繋がることなど無いようにしていただきたい。

### <検討の時間軸の考え方>

- まずはオープンデータ化とデジタル化に取り組み、報告事項拡充については時間軸をずらして検討しても良いのではないか。
- 任意報告についての議論を後に回してしまうと、議論のきっかけが失われる恐れがあるのではないか。

# 第1回検討会にていただいた主なご意見（2/2）

## 記載項目

- 「任意報告として追加を検討する項目」については、基本的に違和感はない。既に任意で開示している事業者は、こういった項目を開示している。
- 全てのニーズに任意報告で対応するのは難しく、任意報告に含める項目の判断基準を明確にする必要がある。算定方法が異なるデータが混在し混乱する可能性への懸念を踏まえ、客観性の担保を判断基準とすることも考えられる。また、社会的ニーズの高まりを判断基準とするならば、今後も継続的に検討を行う姿勢があっても良いのではないか。
- 現時点では各事業者で前提条件が様々である。IFRS財団が公表を予定する開示基準に整合するよう検討してはどうか。
- 特にScope3排出量は、算定の制約や算定方法が事業者により異なり、慎重に判断すべき。
- 技術開発やイノベーションの取組、新規ビジネスモデル等の機会創出の取組についても記述できると良い。
- 排出量の削減の要因（エネルギー消費の効率化、排出係数の低減、オフセットクレジットの利用）が時系列でわかるようにできると良い。
- TCFDについては、もはや賛同だけでは評価されなくなっており、開示内容がわかるように有価証券報告書やアニュアルレポートのURLが張られるといったことも必要。
- 各データのGHGプロトコルへの準拠有無、第三者認証の有無が分かると良い。【再掲】
- 再エネを特出しすることは、制度の技術中立性を損なう。

## 記載方法

- より詳細な情報がわかる統合報告書・サステナビリティレポート等のURLを代替可能とすることで、事業者の報告負担を軽減していただきたい。
- 任意報告であっても、ある程度定量的に示されるものは、フォーマットがあると簡易に比較できて良い。

- 1. 現在の任意報告様式**
- 2. 報告者・情報活用者からの任意報告に対する期待**
- 3. 任意報告改定の方角性**

- 1. 現在の任意報告様式**
2. 報告者・情報活用者からの任意報告に対する期待
3. 任意報告改定の方向性

# 現在の本制度における報告事項

- 現在の制度では、事業者の基礎情報及び排出量（基礎排出量、調整後排出量）のみが、義務的報告事項となっている。
- 公表・開示される情報に対する理解の増進のため、排出量の報告にあわせて関連情報を報告できる任意報告様式が用意されているが、報告数は報告者数全体の1%未満に留まっている。

## 任意報告事項

- ① 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報  
(増減の状況、理由、増減の状況についての排出者自身の評価 等)
- ② 温室効果ガスの排出原単位の増減の状況に関する情報  
(把握している排出量に係る排出原単位の増減の状況 等)
- ③ 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報  
(事業所又は事業者単位での省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の排出削減に寄与する取組 等)
- ④ 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報  
(算定方法の詳細 等)
- ⑤ その他の情報  
(吸収作用の保全強化措置、クレジット・再エネ証書購入量・サプライチェーン全体の温室効果ガス排出量の情報 等)

関連情報の提供件数（平成29年度排出量分）

	事業者に係る情報	特定事業所に係る情報
特定事業所排出者	44事業者	75事業所
特定輸送排出者	9事業者	-
合計	128事業者・事業所	

# 任意報告様式

## 様式第2（第11条及び第19条関係）

### 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報

年 月 日

事業所管大臣（地方支分部局長） 殿

提供者

住所 〒  
氏名

（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

地球温暖化対策の推進に関する法律第32条第1項の規定により、温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報について、次のとおり提供します。

- この情報は、特定排出者全体に係るものであり、環境大臣及び経済産業大臣により公にされることに同意の上提供するものです（特定排出者として1枚のみ提出可）。
  - この情報は、当事業所のみに係るものであり、請求に応じてのみ開示されることに同意の上提供するものです（事業所として1枚のみ提出可）。
- （該当するいずれかの番号を記載すること） →

特定排出者コード												事業所番号
エネルギー管理指定工場等番号												
事業所の名称												

1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報
2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報
3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報
4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報
5. その他の情報

担当者 部 署

（問い合わせ先）	（ふりがな）	
	氏 名	
	電 話 番 号	
※受理年月日	年 月 日	※処理年月日 年 月 日

- 備考
- 本様式の提出は任意であること。必要に応じ、事業所ごと又は特定排出者ごとに1枚作成し、事業所に係るものは当該事業所の報告に添えて、特定排出者に係るものは当該特定排出者の報告又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく特定事業者、特定連鎖事業者、認定管理統括事業者、特定貨物輸送事業者、特定荷主、認定管理統括荷主、特定旅客輸送事業者、認定管理統括貨客輸送事業者若しくは特定航空輸送事業者として行う報告に添えて、提出すること。
  - 提供された事業所に係る情報については請求に応じて開示され、特定排出者に係る情報については公表されるものであること。  
ただし、製品の販売のための広告等法の規定の趣旨に反して記載された情報であると認められるものについては、この限りでない。
  - 全ての欄に記載する必要はないこと。
  - 記載した情報の詳細について環境報告書、ホームページ等を通じて参照できる場合には、その参照先を記載する等により、各欄への記載は、簡潔にまとめて行うよう努めること。
  - 特定排出者コードの欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより、特定排出者ごとに付された番号を記載すること。
  - 事業所番号の欄には、様式第1第6表の事業所番号を記載すること。
  - エネルギー管理指定工場等番号の欄には、別途経済産業大臣による指定が行われている場合に記載すること。
  - 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
  - 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報の欄には、温室効果ガス排出原単位（温室効果ガス算定排出量その他の事業所又は特定排出者において把握している温室効果ガスの排出量（以下単に「温室効果ガスの排出量」という。）を、生産数量又は建物延床面積その他の当該排出量と密接な関係を持つ値で除した値をいう。以下同じ。）の増減の状況のほか、増減の理由その他の増減の状況に関する評価について記載することができる。
  - 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報の欄には、事業所又は特定排出者における省エネルギー対策その他の取組、製造した製品等による他の者の温室効果ガスの排出量の削減に寄与する取組、事業所横断的な取組等の概要について記載することができる。その際、削減効果と併せて記載することができる。
  - 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報の欄には、温室効果ガス算定排出量、本様式において記載した温室効果ガス排出原単位及び温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に係る削減効果の算定方法の詳細並びに算定に必要なデータを把握する具体的方法について記載することができる。
  - その他の情報の欄には、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化のための措置、国内認証排出削減量及び海外認証排出削減量の移転及び取得に関すること、再生可能エネルギーの環境価値として第三者機関の認証を受け発行される証書の購入量、事業者のサプライチェーン全体における温室効果ガス排出量の情報等、1から4までの各欄に記載しなかった温室効果ガスの排出の抑制等に関する情報について記載することができる。
  - 担当者の欄は、温室効果ガス算定排出量を報告した書類において記載した担当者と同一である場合には、記載する必要はないこと。
  - ※の欄には、記載しないこと。
  - 本様式の用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

# 【参考】任意報告様式への記載内容例（平成29年度分排出量）

■ 特定事業所排出者が提供した関連情報の回答状況は下表のとおり。

任意報告事項	回答件数	記載例
1. 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報	26件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出量の増減の要因に関する記載               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 電力係数の変更</li> <li>✓ 生産量の増減等、事業の状況</li> </ul> </li> <li>● 算定に関する補足               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 算定方法に関する補足</li> <li>✓ SHK制度の算定方法では反映できない削減効果に関する記載</li> </ul> </li> </ul>
2. 温室効果ガス排出原単位の増減の状況に関する情報	13件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過去からの排出原単位の変化               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 現在および過去の排出原単位の値</li> <li>✓ 排出原単位の増減の理由</li> </ul> </li> <li>● 使用している排出原単位に関する補足               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 実測値ではなく業界団体の公表値を活用して算定している事項の説明</li> </ul> </li> </ul>
3. 温室効果ガスの排出量の削減に関し実施した措置に関する情報	29件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 具体的な措置の内容               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 高効率設備への更新、不要な機器の停止、消灯等</li> <li>✓ コージェネレーションによる削減効果の記載（複数）</li> </ul> </li> </ul>
4. 温室効果ガス算定排出量等の算定方法及び算定の基礎となるデータの管理方法に関する情報	26件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 電力の使用に係る排出係数               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 活用した値</li> <li>✓ 活用した値の出所</li> </ul> </li> <li>● 燃料・電力量等の管理方法               <ul style="list-style-type: none"> <li>✓ データロガー、日誌等</li> </ul> </li> </ul>
5. その他の情報	19件	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出削減目標、環境指針、環境に関する取組</li> <li>● 排出量の内訳、自家発電に関する補足</li> <li>● 算定方法に関する要望</li> </ul>

## 事業者の脱炭素化に向けた温室効果ガス算定・報告・公表制度等の見直し

- 令和2年度、「地球温暖化対策の推進に関する制度検討会」（以下、「令和2年度検討会」という。）の中で、報告内容の充実化について以下の方向性がとりまとめられた。

### ● 報告内容の充実化に関する方向性

- 脱炭素社会の実現に向けた更なる自主的取組の促進に当たっては、排出量のみならず、事業者の取組内容等に関する報告を促すことが効果的であると考えられ、**ESG金融への対応への活用の可能性や、脱炭素経営の実践を促す効果**が期待される。
- 事業者の**積極的な取組が見える化する**観点で、任意報告を充実させるべきである。
- 任意報告の充実にあたっては、下記の点に留意すべきである。
  - 既存の開示フレームワークとの整合性
  - 電子システムの設計において報告しやすくする工夫
  - 任意報告を通じて脱炭素化に積極的に取り組む事業者が評価されるような方策
  - 事業者等の実態・意見を踏まえること
  - 国として、任意で報告された企業の排出量の増減や取組内容等の情報に関する社会的理解や適切な評価を促進するための啓発に努めること

1. 現在の任意報告様式
2. 報告者・情報活用者からの任意報告に対する期待
3. 任意報告改定の方角性

# 本制度の特徴

- 令和2年度検討会において提示された「情報開示において重要な要素」について、他制度と比較すると、本制度は正確性・範囲性（網羅性）・継続性・比較可能性等に強みがある。
- 幅広い情報を一覧して見える化することや中小企業を含む幅広い取組につなげる基盤となりうる。

	正確性	範囲性 (網羅性)	継続性	比較可能性	迅速性	切実性
<b>本制度</b>	算定方法を具体的に規定 (罰則担保)	一定以上の温室効果ガスを排出する事業者を網羅 (約1.4万者)	2006年以降継続して実施※ ※一部制度変更あり	一覧で公表。 算定方法が揃っているため、比較可能性が高い	集計から公表まで 2年程度	義務報告は排出量情報のみで、報告後のコミュニケーションはほとんどない
<b>計画書制度</b>	算定方法を具体的に規定 (詳細は自治体により異なる)	特定地域における条件にあう事業者を網羅	自治体の制度に依存	排出量については本制度と基本的に同様に同様	自治体により異なる	自治体によっては評価制度あり
<b>CDP</b>	GHGプロトコルに準拠（原則主義） (第三者検証/保証を受ける企業も)	一定以上の規模の企業が中心 (日本で数百家)	システムとしては2003年から存在も、対象者は限定	一覧できる形式での個別事業者の回答の確認は有料	集計から公表まで約4か月	ESG投資等における参考情報として注目
<b>TCFD</b>			2017年に公表	個別事業者の情報を収集する必要あり		
<b>統合報告書等の情報開示</b>	各社で算定 (第三者検証/保証を受ける企業も)	一定以上の規模の上場企業が中心	担保されていない		企業により異なる (一般に、前年度情報を開示)	

# 事業者からの意見（報告者視点）

- 特定排出者の中でも、既にIR向け資料等に情報開示している大手事業者や、現時点では顧客等からの要請を感じていない中小企業とは温度差があるが、アンケートでは任意報告の実施意向がある事業者も一定数存在
- 先進的に取り組む事業者からは、取組の度合いが分かる制度にしてほしいとの要望あり

## 任意報告の必要性



CO<sub>2</sub>排出を減少させる努力があった場合、**ESG投資へのアピール**にもなる。**背景が見える形での任意報告が望ましい。**（製造業・中小）

既にIR向け資料やCDPアンケート等で情報を開示している内容を、更に国に報告するのは**作業が増える一方でメリットが薄い。**（製造業・大手）



中小事業者は、まだ気候変動対策の必要性への認識がなく、**顧客からの要請も現時点では感じられない。**（製造業・中小）

## 任意報告様式改定に向けた意見



**しっかり取り組んでいる事業者と、そうでない事業者の差がわかりやすくあってほしい。**（小売業・大手）

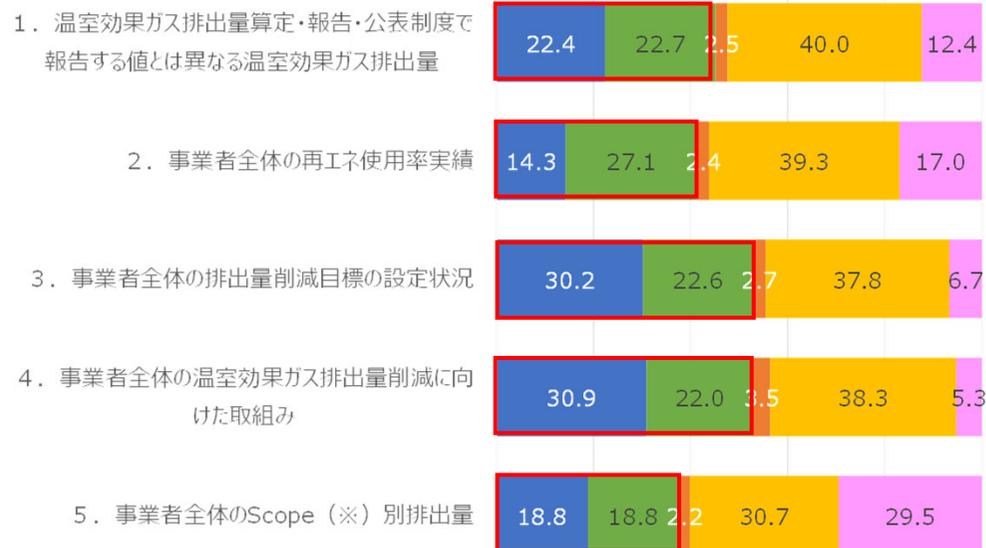
どこまで情報公開するかは難しい問題。ポジティブ情報だけを任意で公開できれば良いが。（製造業・中小）



**デジタル化により、敷居を低めて回答しやすくすることで、回答率の向上につながる**のではないかと。（小売業・大手）

報告項目が増えた場合の自社の対応意向（事業者向けアンケート結果）

n=851 0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 既に自ら外部に報告・公表しているものであり、任意で報告を求められた場合、報告が奨励され報告内容が公表されるならば報告する
- 現時点では自ら外部への報告・公表は行っていないが、任意で報告を求められた場合、報告が奨励され報告内容が公表されるならば報告する
- 報告が義務であれば報告するが、公表に対し権利利益保護請求を行う
- 報告が義務であれば報告するが、任意であれば報告しない
- 義務であっても把握（設定）できないことから、報告するためには支援が必要

出所）右：令和元年度 温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度 実態調査（2020年1月環境省実施）  
左：事業者ヒアリング（2021年8月実施）

# 事業者からの意見（活用者視点）

- 本制度が国内事業者について網羅性を備えていることから、本制度を用いて中小企業や同業他社の情報を入手する、あるいは、大手企業がサプライチェーン排出量の算定に活用する可能性が示唆された。
- 一方で、グローバルに展開する事業者の情報を入手するには不足であるとの意見もあった。

## 中小企業や同業他社の情報の入手

投資家等からの開示要請を受けていない中小企業には、本制度のみで排出量を開示している企業もある。情報が集約されたプラットフォームに価値はある。  
(地方銀行)



同業他社における自分たちのポジションが判断できると有用である。そのためには、精度の高いデータであることが必要。同じ条件で原単位比較できると良いが、原単位の統一的な設定には課題がある。  
(小売業・大手、製造業・中小)



報告対象でない事業者についても、報告事業者の平均的な排出量/売上のデータがあれば、排出量推計ができる。(地方銀行)



まだ環境意識の高くない事業者に、同業他社の目標設定状況や各社に適用できるデータ等を示し、業界の変化を伝え、意識啓発できると良い。(地方銀行)



## サプライチェーン排出量・Scope 3の算定

サプライチェーン排出量の算定において、例えば公表される事業者全体の排出量に、当該事業者の売上高に占める当社取引額比率を乗じることで、簡易的に算定することもできるのではないかと。  
(小売業・大手)



特にScope3については、各事業者における算定のバウンダリ（対象とするカテゴリ、事業範囲等）の違いがわかるような形であると良い。  
(小売業・大手)



## グローバル企業の情報の入手

ライバルとなる事業者はグローバル展開を行っているため、日本に所在する事業者の情報だけでは不十分である。(製造業・大手)



# 自治体からの意見（報告者視点、活用者視点）

- 任意報告が自治体自らの取組をアピールする機会となるとの意見があった。
- 活用者の視点からは、実行計画策定にあたって利用している事例や、計画書制度とデータ連携をしてはどうかとの意見があった。

## 任意報告の実施に向けたインセンティブ

国が報告内容をもとに先進事例を公表すれば、自治体の取組をアピールする機会となる。（中核市・計画書制度なし）



例えば任意報告をしないと他者の回答が見られなければ、**報告する動機**となる。（中核市・計画書制度なし）



## 現状の本制度の活用及び情報の収集状況

現在は、**全体のトレンド分析（他自治体との比較）**や、**区域内排出量の算定のための事業者特定に使用**。（都道府県・計画書制度あり、中核市・計画書制度なし）



現状あまり情報収集できていないので、**任意報告が充実すればありがたい**。（中核市・計画書制度なし）



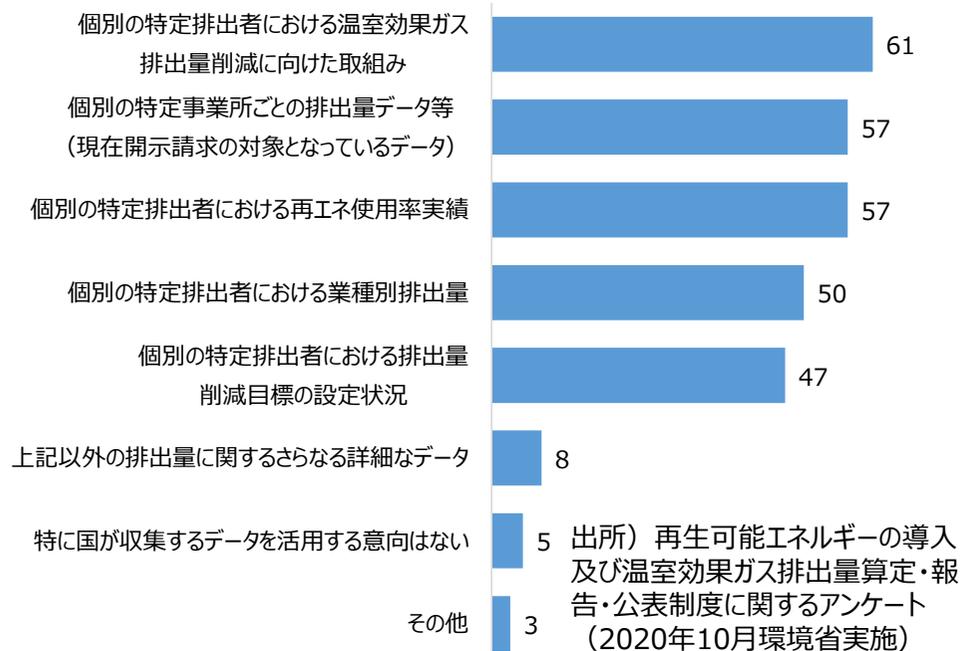
## 計画書制度との連携

SHKの任意報告が充実し、その情報を県で収集して整理できれば、**県の計画書制度の対象外にすることは可能**。ただし、県の計画書制度とSHK制度の対象事業者は異なるため、国への報告状況の確認作業で**逆に事務作業が増える可能性**もある。（都道府県・計画書制度あり）



## 公表・提供された場合に活用したいデータ

回答者数（n=107）



ゼロカーボンを目指し企業に対して電力排出係数の削減を求めているため、**企業ごとの排出係数がわかると良い**。（都道府県・計画書制度あり）



SHK制度上で電力排出係数の平均値、他自治体の平均値が横並びでわかると活用しやすい。（都道府県・計画書制度あり）



# 投資家・金融機関等からの意見（活用者視点）

- 投資家・金融機関においても、本制度を自社の投融資先の排出状況の把握や、企業の気候変動対応評価において、活用できる可能性が示唆された。
- 一方で、ESG投資に関連する情報開示についてはその進化が早いことから、CDPやTCFD等の既存の開示フレームワークと整合性をとる等して項目を整理してはどうかとの意見もあった。

## 有用なデータ項目・データの活用方法

金融機関としても、どういった業種からの排出が多いのかを把握できると、自行の方針を決めるのに有益。（地方銀行）



当社では、ESGアナリストを中心に企業の気候変動対応への評価を開始しており、その基礎データとして活用が考えられる。（投資家）

個別企業に対しては、グループ会社の排出量が一番使いたい項目。（投資家）



Scope 3が開示してもらえるなら、同セクター企業間の比較等ができ、対話のツールになる。（投資家）

削減目標、計画等も対話のツールになるため有用である。（投資家）



## 既存フレームワークとの整合性



グローバルスタンダードに合わせるのならば、本制度をCDPやTCFDに合わせるのが良い。  
情報開示は、これからも進化をしていき、逐次それに合わせるのは難しいだろう。（NGO）

例えばCDPと連携し、CDPに回答した情報を本制度でも活用できるようにする等、企業が負担なくまとめて回答できるようになると良い。（NGO）



出所）投資家・金融機関・NGOヒアリング（2021年8月実施）

# TCFDにおいて推奨される開示内容

- 2017年6月にTCFDが公表した最終報告書（TCFD提言）は、気候関連財務情報開示の中核的要素として、ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標の4つを掲げている。
- TCFD提言の公表以降、気候変動関連情報開示に関する複数のイニシアティブ（CDP、SASB、GRI等）において、TCFD提言との整合性をはかる動きがみられる。

ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
気候関連のリスク及び機会に係る組織のガバナンスを開示する。	気候関連のリスク及び機会がもたらす組織のビジネス・戦略・財務計画への実際の及び潜在的な影響を、そのような情報が重要な場合は、開示する。	気候関連リスクについて、組織がどのような識別・評価・管理しているかについて開示する。	気候関連のリスク及び機会を評価・管理する際に使用する指標と目標を、そのような情報が重要な場合は、開示する。
推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容
a) 気候関連のリスク及び機会についての、取締役会による監視体制を説明する。	a) 組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスク及び機会を説明する。	a) 組織が気候関連リスクを識別・評価するプロセスを説明する。	a) 組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する。
b) 気候関連のリスク及び機会を評価・管理する上での経営者の役割を説明する。	b) 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響を説明する。	b) 組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する。	b) Scope1、Scope2及び当てはまる場合はScope3の温室効果ガス（GHG）排出量と、その関連リスクについて開示する。
	c) 2℃以下シナリオを含む、さまざまな気候関連シナリオに基づく検討を踏まえて、組織の戦略のレジリエンスについて説明する。	c) 組織が気候関連リスクを識別・評価・管理するプロセスが組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する。	c) 組織が気候関連リスク及び機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績について説明する。

# 2021年におけるTCFD付録文書の改定

追加

- 2021年10月、TCFDは2017年に公表されたTCFD付録文書（Annex）の改定版を発表。
- 4つの中核的要素のうち「戦略」と「指標と目標」に関し、下表の変更点が生じた。トランジションに向けた計画や中間的な目標等に関する開示が要請されている。また、Scope3の排出量の開示が推奨されている。

TCFD付録文書（2021年改定版）における「全てのセクターに対するガイダンス」の主要な変更点※1

中核的要素	推奨される開示内容 (2017年公表の付録文書より引用)	2021年改定における変更点
戦略	b) 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響を説明する。	実際に組織に生じている財務的影響と、 <b>低炭素社会移行のための組織の計画（トランジション計画）に関する重要な情報についての開示</b> に明確に取り組むよう改定。
	c) 2℃以下シナリオを含む、さまざまな気候関連シナリオに基づく検討を踏まえて、組織の戦略のレジリエンスについて説明する。	組織に生じる潜在的な財務的影響に関する開示に明確に取り組むよう改定。
指標と目標	a) 組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスク及び機会を評価する際に用いる指標を開示する。	必要に応じて、「産業間共通の気候関連指標カテゴリー※2」と整合した指標に関し、現在・過去・未来にわたる開示に明確に取り組むよう改定。
	b) Scope1、Scope2及び当てはまる場合はScope3の温室効果ガス（GHG）排出量と、その関連リスクについて開示する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>マテリアリティ分析とは無関係に、Scope1,2のGHG排出量について開示するよう改定。</li> <li><b>全ての組織においてScope3のGHG排出量の開示を検討すべきと改定。</b></li> </ul>
	c) 組織が気候関連リスク及び機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績について説明する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>関連する場合、「産業間共通の気候関連指標カテゴリー※2」と整合した<b>目標の開示</b>を追加。</li> <li>中期または長期の目標を開示している組織は、可能な場合、<b>中間的な目標の開示</b>を追加。</li> </ul>

※1 今回の改定では、全てのセクターに関するガイダンスのみならず、特定の産業に関するガイダンスにおいても、複数の変更が生じている。

※2 「産業間共通の気候関連指標カテゴリー」として、温室効果ガス排出量（Mt-CO<sub>2</sub>）、移行リスク（量、比率）、物理的リスク（同）、機会（同）、資本配分（金額）、ICP（CO<sub>2</sub>あたり金額）、気候関連の役員報酬（比率または金額）が挙げられている。

# CDPの気候変動質問書の構成

- CDPの一般向けの気候変動質問書は下表のようなモジュールから構成されている。

## CDPの一般向けの気候変動質問書2021の構成

モジュール	具体的な質問テーマの例
はじめに	組織概要、報告データの期間、データ提供の国・地域、財務情報に使用する通貨、バウンダリ
1. ガバナンス	気候変動に関する監督機関、気候関連課題の責任者の職位、気候関連問題の管理に対するインセンティブ
2. リスクと機会	気候関連リスク・機会を特定・評価するプロセス、気候関連リスク、気候関連機会
3. 事業戦略	気候関連リスク・機会が戦略・財務計画に及ぼした影響、気候関連シナリオ分析
4. 目標と実績	排出量目標、目標に対する進捗、排出量削減イニシアティブ、低炭素製品・サービス
5. 排出量算定方法	基準年と基準年の排出量、排出量の計算に使用した基準・プロトコル・方法論
6. 排出量データ	Scope1総排出量、Scope2総排出量・そのアプローチ、バウンダリに含まれない排出源、Scope3総排出量、バイオマスからの排出量、排出原単位（売上あたりの排出量）
7. 排出量内訳	Scope1排出量の内訳（ガス種類別、国・地域別等）、Scope2排出量の内訳（国・地域別等）、総排出量の前年比較
8. エネルギー	事業支出のうちエネルギー使用が占める割合、エネルギー関連活動の種類
9. 追加指標	追加の気候関連評価基準
10. 検証	排出量に対する検証/保証の状況
11. カーボンプライシング	カーボン プライシングシステムによる規制、プロジェクトベースの排出権の創出または購入、社内カーボンプライシング
12. エンゲージメント	気候関連問題に関するバリューチェーンとの協働、直接的・間接的に影響を及ぼす可能性のある活動への関与、情報開示
最終承認	回答に対して署名した人物の詳細

【補足】他に、特定の業種を対象としたモジュール、具体的質問も存在する。

# 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立(1/2)

追加

- IFRS財団は、2021年11月、COP26の開催に合わせ、サステナビリティ基準を設定するための新しい委員会であるISSB（国際サステナビリティ基準審議会）を設立。
- ISSBの今後の動きとして、2022年1 - 3月に基準草案を公表、意見募集し、2022年6月までに気候に関する情報開示の国際基準を策定することが見込まれる。

## ISSBに関連する予定

時期	出来事
2021年11月	<ul style="list-style-type: none"><li>● IFRS財団がISSBを設立</li><li>● 技術的準備ワーキンググループ（TRWG※1）が2種類の開示基準プロトタイプを開示<ul style="list-style-type: none"><li>✓ サステナビリティ関連財務情報開示に関する一般要求事項のプロトタイプ</li><li>✓ 気候関連の情報開示に関する要求事項のプロトタイプ</li></ul></li></ul>
2022年1～3月	<ul style="list-style-type: none"><li>● 気候変動に関する基準の公開草案を公表※2</li></ul>
～2022年6月	<ul style="list-style-type: none"><li>● 価値報告財団（VRF）※3と気候変動開示基準委員会（CDSB）がISSBに統合</li><li>● 気候に関する情報開示基準を最終化※2</li></ul>

※1 TRWGの議長はIFRS財団、参加者はCDSB、TCFD、IASB、VRF、WEF、オブザーバーはIOSCOとIPSASBである

※2 IFRS財団ではなく、連携を掲げているIOSCO（証券監督者国際機構）が示したスケジュール

※3 国際統合報告評議会（IIRC）とサステナビリティ会計基準審議会（SASB）が合併し、2021年6月に設立した団体

出所）IFRS財団ウェブサイト、<https://www.ifrs.org/groups/technical-readiness-working-group/#about>、<https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/groups/trwg/summary-of-the-trwg-work-programme.pdf>、<https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2021/11/ifrs-foundation-announces-issb-consolidation-with-cdsb-vrf-publication-of-prototypes/>  
IOSCOウェブサイト、<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD678.pdf>（いずれも閲覧日：2021年11月8日）

# 国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設立(2/2)

追加

- IFRS財団が創設した技術的準備ワーキンググループ（TRWG）は、ISSB設立と同時に、2種類の開示基準プロトタイプ（「サステナビリティ関連財務情報開示に関する一般要求事項のプロトタイプ」と「気候関連の情報開示に関する要求事項のプロトタイプ（気候プロトタイプ）」）を公表した。
- 気候プロトタイプは、TCFD提言の枠組に基づき、「ガバナンス」、「戦略」、「リスク管理」、「指標と目標」に関する情報開示を定めている。「指標と目標」では、Scope1,2,3の総排出量開示や、Scope3の算定に含まれる活動についての説明を求めている。

## 気候プロトタイプが示す主な要求事項（抜粋）

ガバナンス	<ul style="list-style-type: none"><li>● 組織の中で、気候関連のリスクや機会に関し責任を持つ組織・個人</li><li>● 気候関連のリスクと機会の評価と管理におけるマネジメントの役割と、その役割のマネジメントを組織がどのように監督するか</li></ul>
戦略	<ul style="list-style-type: none"><li>● 当該組織のビジネスモデル、戦略、キャッシュフローに、短期・中期・長期で影響を与えることが合理的に想定される、気候関連の重大なリスクと機会</li><li>● 気候関連の重大なリスクと機会がビジネスモデルに与える影響</li><li>● 気候変動の物理的影響と低炭素経済へのトランジションに伴う重大な気候関連リスクに対する企業の戦略のレジリエンス</li></ul>
リスク管理	<ul style="list-style-type: none"><li>● 気候関連のリスクが特定されるプロセス</li><li>● 企業が気候関連リスクの重要性を評価するためのプロセス</li><li>● これらの気候関連リスクの特定、評価及び管理プロセスが、企業の全体的なリスク管理プロセスにどの程度及びどのように統合されているか</li></ul>
指標と目標	<ul style="list-style-type: none"><li>● <b>業界横断的な指標</b><ul style="list-style-type: none"><li>✓ ①GHG排出量（Scope1,2,3）、②移行リスク、③物理リスク、④気候関連の機会、⑤資本配分、⑥インターナルカーボンプライシング、⑦役員報酬の7つが挙げられている。Scope3のGHG排出量について、企業は開示される指標に含まれる活動についての説明を提供しなければならないとしている。</li></ul></li><li>● <b>業界別指標</b></li><li>● <b>気候関連のリスクを軽減または適応させるため、あるいは気候関連の機会を最大化するために経営が設定した目標</b><ul style="list-style-type: none"><li>✓ 具体的には、①目的、②絶対量が排出係数が、③目標が科学に基づいたものか、そうである場合、第三者検証を受けているか、④目標は部門別の脱炭素アプローチに由来するか、⑤目標が適用される期間、⑥進捗が測定される基準年、⑦マイルストーンや中間目標、⑧目標達成や戦略目標の達成に向けた進捗を評価するのに使われる指標に関する情報を開示しなければならないとしている。</li></ul></li><li>● 経営が設定した目標に対する進捗を測定するために取締役会または経営によって使用されるその他の主要業績評価指標</li></ul>

1. 現在の任意報告様式
2. 報告者・情報活用者からの任意報告に対する期待
3. 任意報告改定の方角性

## 1) 基本的考え方

- 算定・報告・公表制度は、事業者自ら排出量を定期的に算定することに加え、その情報が国により一覧性ある形で公表され、様々なステークホルダーがこれを活用することを通じ、事業者の自主的削減を促進しようとするもの。こうした制度趣旨を踏まえると、**ステークホルダーの関心を踏まえた形で、事業者の積極的な取組が見える化されることが望ましい。**
- 一方、現在の任意報告様式は、排出量に関する増減の状況等、排出量の補足事項が中心であり、昨今のステークホルダーの関心事項とは必ずしも整合していないと考えられる。このため、**本制度の趣旨を前提に、TCFD等の気候関連情報開示のフレームワークで求められる事項とできるだけ整合するよう、任意報告項目を整理することとする。**
  - ✓ 既にTCFD等に基づく情報開示に取り組んでいる企業もあるが、本制度において一覧性のある形で公表されることにより、取組が幅広く見える化されるとともに、情報を活用するステークホルダーにとっても利便性が高まるのではないかと。
  - ✓ 比較的中小規模の事業者も含め、まだ気候関連情報開示に取り組んでいない企業にとっては、どのような取組の見える化がステークホルダーに対して効果的かという点について一定程度ガイドする効果もあるのではないかと。
- また、企業の報告やその活用を促すためには、自由記述ではなく、期待される項目をできるだけ明確にすることが重要であると考えられることから、可能な限り**具体的な記載項目を明記する。**  
あわせて、**電子報告の利点を活かし、EEGS上で可能な限り簡易に報告できるような工夫をする。**  
(例:自由記述を減らしできるだけ選択式とする、詳細情報は関連URL等で代替可能な形とする 等)

# 任意報告充実化の方向性②（追加を検討する項目案）

追加

## ① 排出量に関連するより詳細な情報

		追加・検討理由	項目イメージ
1	企業グループ全体の排出量	<ul style="list-style-type: none"> <li>GHGプロトコルと整合をとるため</li> <li>投資家の判断は企業グループ単位でなされることも多いため</li> <li>※「企業グループ」が多義的であり、対象範囲を示す欄をあわせて設ける必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企業グループ全体の排出量を記載できる欄を作成</li> <li>加えて、対象範囲（国内のみ/海外含む等）を説明する自由記述欄も作成（URLの掲載も可）</li> </ul>
2	サプライチェーン排出量* （Scope別排出量、Scope 3カテゴリ別排出量）	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資家等では、Scope別排出量が注目されている。また、TCFDの改定版Annex（2021年10月公表）においても、すべての組織がScope3排出量の開示を検討すべきとされている</li> <li>他方、Scope 3 排出量については、情報としては重要である一方、本制度の対象には多くの中小企業や非上場企業が含まれることや、排出量計算に関するデータ・方法論の課題があり、事業者によって算定範囲・方法が異なるため、他者との比較が困難であることから、現時点では慎重に判断すべきとのご意見もあった</li> <li>これらを踏まえ、どのように取り扱うべきか</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Scope1,2別の排出量及びその対象範囲（事業者単体/グループ会社全体）を記載できる欄を作成</li> <li>Scope3排出量については、 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 左記の留意点を踏まえた形で新たに項目として設けることとすべきか</li> <li>➢ あるいは、今回独立した項目とはせず、現行制度のように「その他の情報」の欄に記載することができる情報として例示することに留めるべきか</li> </ul> </li> <li>※社会的ニーズや国際的動向、事業者への影響、情報の客観性等を踏まえて、今後も継続的に開示のあり方を検討</li> </ul>
3	第三者検証/保証の有無	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報開示の進展に伴い、データの信頼性がより重視されつつあるため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第三者検証/保証の有無の選択式ボタン及び、その詳細を記載できる欄を作成</li> </ul>

※上記 1 及び 2 について、算定方法や算定範囲等の詳細を説明できる欄もあわせて作成。

\*：現行様式の備考欄にて例示している内容

# 任意報告充実化の方向性②（追加を検討する項目案）

追加

## ②削減・吸収の取組

		追加理由	項目イメージ
4	排出原単位・排出量削減に関し実施した措置の詳細*	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者の積極的な取組を見える化するため</li> <li>事業者の排出量削減の要因を示すため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>下記4-1～4-4の中分類を設け、それぞれの措置について記載可能とする（URLの掲載も可）</li> </ul>
	4-1 省エネルギーの取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>排出量の削減に向けて、多くの事業者で取り組まれている措置であるため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由記述欄を作成</li> </ul>
	4-2 再生可能エネルギーの使用状況（証書の購入量* 等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くの事業者にとって排出量の多くを占めると考えられる「他人から供給された電気の使用」「他人から供給された熱の使用」について、排出量削減が何によって達成できたのかを明確にするため</li> <li>証書の購入量については、FIT非化石証書を需要家が直接購入できるようになることを受け、その調達量を見える化することが必要であるため</li> <li>※「再生可能エネルギー」の定義を明確化する必要あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由記述欄を作成</li> </ul>
	4-3 エネルギー転換の状況（燃料転換・電化等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>Scope1排出量を抜本的・長期的に削減するために有用な方法であるエネルギー転換について、取組状況を把握可能とするため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由記述欄を作成</li> <li>※水素・アンモニアの活用等の記載も想定</li> </ul>
	4-4 クレジットの取得状況*（ボランタリークレジットを含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>昨今のクレジット市場の活性化も踏まえ、本制度上で対象外となっているクレジットも含め、クレジットの取得状況を把握可能とするため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由記述欄を作成</li> </ul>
5	他者の削減に貢献する取組*と削減貢献量	<ul style="list-style-type: none"> <li>サプライチェーン排出量を追加するにあたり、事業者のアピールにもつながる他者の削減への貢献量も追加要望が予想されるため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>削減貢献量の数値を記載できる欄と、その詳細（何による削減貢献か等）を説明できる欄を作成</li> </ul>
6	温室効果ガス吸収の取組*と吸収量	<ul style="list-style-type: none"> <li>カーボンニュートラル実現に役割を果たす吸収について、その取組状況を把握可能とするため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>吸収量の数値を記載できる欄と、その詳細（何による吸収か等）説明できる欄を作成</li> </ul>
7	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>上記4～6には当てはまらない排出削減・吸収の取組も記入できるようにするため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自由記述欄を作成</li> </ul>

※上記5及び6について、算定方法や算定範囲等の詳細を説明できる欄もあわせて作成。

\*：現行様式の備考欄にて例示している内容

# 任意報告充実化の方向性②（追加を検討する項目案）

追加

## ③目標・方針

		追加理由	項目イメージ
8	TCFD等の国際的イニシアティブへの賛同・取組状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>TCFDは企業の気候関連情報開示の枠組みとして、国際的なデファクトスタンダードになっているため</li> <li>SBT認定を取得する日本企業やRE100に参加する日本企業が、近年増加しているため</li> </ul> ※中長期的には、注目すべき国際的イニシアティブが変化する可能性がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>TCFD、SBT、RE100等について、それぞれの賛同等の状況と取組状況を選択できる欄を作成</li> </ul>
9	排出削減目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資家等が、事業者の取組の積極度合いや、現在の削減・取組状況と目標ギャップを把握できるようにするため</li> </ul> ※目標年・基準年・目標とする単位（原単位・総量）等が異なっていたり、複数目標を策定している事業者が存在したりする点に留意	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標年・基準年・目標値・対象範囲等について、できるだけ事業者間の比較可能性が高まるよう、それぞれの欄を作成</li> <li>複数目標策定されている場合にも記載可能とする</li> </ul>
10	目標の達成に向けた計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資家等が、事業者の目標達成に向けた行動計画を確認し、事業者のリスク・機会等を適切に把握できるようにするため</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>目標達成に向けた行動計画を記載できる自由記述欄を設ける（URLの掲載も可）</li> <li>※ビジネスモデルの転換や技術開発・イノベーションの取組状況・計画についても、本欄に記載することを想定</li> <li>※記載例を様式上に掲載し、記載をガイドする</li> </ul>

## 任意報告充実化の方向性③（任意報告と適切な評価の促進）

追加

- 事業者による任意での報告を促すためには、任意報告を通じて脱炭素化に積極的に取り組む事業者が評価されることや、報告された情報の社会的理解・適切な評価を促すことが重要。
- このため、以下のような取組を行うことが考えられる。
  - 任意報告を含め報告・公表情報の活用事例の創出・横展開（例：地方公共団体における企業の表彰制度における加点措置）
  - 事業者が脱炭素化に取り組むに当たり推奨される取組メニュー・水準の指針の整理
  - 任意報告の趣旨の周知（積極的な事業者の取組の見える化が趣旨であること、また、任意報告がなされていないからといって必ずしも取組が遅れているというわけではないこと）